

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則
第25条第8項 市長は、第4項の規定による提出又は前3項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出特定建築主の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。	(公表する事項) 第31条 条例第25条第8項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他市長が必要と認める事項とする。 (1) 条例第25条第4項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書が提出された場合 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書 (第1面を除く。) に記載された事項 (2) 条例第25条第5項又は第6項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書が提出された場合 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書変更届出書 (第1面を除く。) に記載された事項 (3) 条例第25条第7項の規定により特定建築物工事完了届出書が提出された場合 特定建築物工事完了届出書 (第1面を除く。) に記載された事項 (4) 条例第25条第7項の規定により特定建築物工事中止届出書が提出された場合 中止の日その他市長が必要と認める事項